

# 松本広域消防局・松本市から大切なお知らせ ～私たちの地域を守る新しいルール～

令和8年1月1日～

## 『林野火災注意報』 運用開始

消防法に基づく『火災警報』は、全国的に発令ケースが少なく、火災予防の注意喚起としては十分機能していませんでした。

そこで罰則は伴わないが努力義務の制限がかかる『林野火災注意報』が新設され、危険度に応じた2つの制度で火災の危険をお知らせすることになりました。

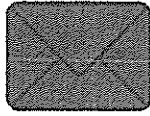
### 注意報と警報の違い

<p><b>【新設】林野火災注意報</b> 松本広域連合火災予防条例第29条の8</p>	<p><b>火災警報</b> 消防法第22条</p>
<p><b>努力義務</b> 火災の危険性が高まっているため、火の使用の制限に従うよう努める（罰則なし）</p>	<p><b>強い制限（罰則あり）</b> 火災の危険が極めて高く、消防法に基づき火の使用が厳しく制限（罰則あり）</p>
<p>発令の目安①・②のいずれか</p>	
<p>①前3日間の合計降水量1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量30mm以下 ②前3日間の合計降水量1mm以下 かつ 「乾燥注意報」が発表されている場合 ※降水が見込まれる又は積雪の場合を除く</p>	<p>①実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で最大風速7m/s超が見込まれる場合 ②平均風速10m/s以上が1時間以上続くと見込まれる場合</p>
<p>発令されたらどうなるの？</p>	
<p>次のような火の取り扱いが制限されます</p>	
<p> 山林、原野等での火入れ  煙火（花火等）の消費  屋外での火遊び、たき火</p>	<p> 可燃物の付近での喫煙  山林内での喫煙  残火や灰等の不始末</p>
<p>屋外での火の使用（農業残渣の焼却を含むたき火等）禁止【努力義務】</p>	<p>屋外での火の使用（農業残渣の焼却を含むたき火等）禁止【30万円以下の罰金又は拘留】</p>

※三九郎も制限の対象となります

裏面あり

## 発令されたらどうやって知ることができるの？



### 安心ネット・LINE・災害情報メール

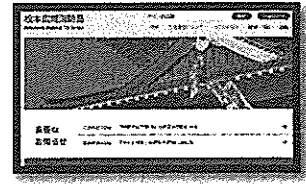
松本安心ネットまたは公式LINE、松本広域消防局の『災害情報メール』に登録しておく、発令・解除の情報が届きます。

松本安心ネット登録先 ▶ [anshin.matsumoto-city@raiden2.ktaiwork.jp](mailto:anshin.matsumoto-city@raiden2.ktaiwork.jp)

市公式LINE登録先



広域消防局災害情報メール登録先 ▶ [fire.matsumoto-fd@raiden.ktaiwork.jp](mailto:fire.matsumoto-fd@raiden.ktaiwork.jp)



### その他

消防車両による巡回広報や、松本広域消防局公式ホームページ、SNSやのぼり旗等でお知らせします。



## 【住民の皆さんにお願い】

たき火や野焼き等は消防署への届出が必要です



**【重要】 『届出』は『許可』ではありません！**

林野火災注意報や火災警報が発令された際には、届出情報に基づき消防署が中止等の火災予防条例に基づく指導（電話連絡）を行います。

消防署への届出様式（Word）はこちら ▶



## 問い合わせ

松本広域消防局予防課

☎0263-25-1599

松本市危機管理部消防防災課

☎0263-33-1191